

23年12月1日

No.98



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整は1月10日まで

●年末調整とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない。その1年分の正確な税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一致しない理由は、各人によって異なりますが、その主な理由は、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年途中で給与の額に変動があること、②年途中で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収簿を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」といいます。

●年の途中で再就職した人

その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになります。本年中に前の給与の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認して下さい。

●控除対象扶養親族などの異動

年の途中で、次のような事情で控除対象扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が行われているか確認して下さい。

①控除対象扶養親族の数が増加。又は減少した。②結婚し、控除対象配偶者を有することとなった。③本人が障害者、寡婦(夫)又は勤労学生になった。④扶養親族等が障害者になった。

●税額の過不足額の精算

本年分の給与所得に対する平成23年分年税額の計算ができたなら、その平成23年分年税額と、本年分の源泉徴収税額の過不足額を求め、その精算をして下さい。

●超過額の還付

給与の支払者が納付する源泉徴収税額が無いなどの理由により、超過額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、超過となった各人に直接還付することになります。

決算書作成指導・相談日予約について

平成23年分の決算書作成指導はつぎのとおりです。この期間は予約制となります。

- 期 間 平成24年1月23日～3月12日
- 申 込 12月上旬に「予約申込書」を郵送します。お早めにお申込みください。電話予約可。
- 相談日 後日ハガキでお知らせします。

税務署からの決算書の送付方法が変わりました

今年度から、決算書の送付方法は所得税確定申告書と一緒に送付されることとなりました。(送付時期は1月下旬です。)

なお、e-Taxによる確定申告をされた方は、決算書、所得税確定申告書とも税務署から送付されませんので、練馬西青色申告会事務局から配布予定です。

また、予定納税をされた方は、金額のわかるものをご持参くださるようお願いいたします。

年末調整の個別相談会

年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間

12月12日～1月10日(第2、4土日曜・祭日を除く。尚、12月29日、1月4日までは休業となります。)

■会場

青色申告会事務所

■必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書(年末調整関係書類は10月中旬に送付されております。)、扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書(生命保険料、損害保険料、国民年金、健康保険料等)。

年末調整についての注意点

今年も年末調整を行う時期となりました。

従業員や青色事業専従者（生計を一にしている配偶者や子などの家族従業員）を雇い給料を1円でも支払っている場合は、源泉徴収される税額が無い場合でも年末調整をする必要があります。源泉徴収した所得税の納期限は平成23年1月10日（一定の要件を満たす方については1月20日）となりますが、青色申告会事務所をご利用になる際は主に次の点にご注意ください。

★従業員及び青色事業専従者に配偶者や扶養親族がいる場合
●控除対象配偶者
従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には控除対象配偶者に該当することになり、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から配偶者控除として最低38万円が控除されます。

●配偶者特別控除
従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が76万未満の方に限り、控除対象配偶者に該当しない方を有する場合には、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除できます。

●扶養控除等
従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

配偶者特別控除とは、配偶者特別控除を受けようとする従業員や青色事業専従者本人の合計所得金額が1000万円以下で、従業員や青色事業専従者本人と生計を一にする配偶者に所得がある場合に、その合計所得金額に応じて控除額を計算する制度です。

●扶養控除等
従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

●扶養控除等
従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

●扶養控除等
従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

●扶養控除等
従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がある場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

扶養控除の額は38万円とすることとされました。

※注意点
専従者給与を1円でも受けている方は扶養控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

★社会保険料控除について
国民健康保険の保険料や介護保険法の規定による介護保険料等については平成23年分の支払い額を調べてください。

★保険料控除の証明書について
年末調整の際に、社会保険料の一つである国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金、一般の生命保険料（一部のものを除く）、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料について控除を受けようとする場合には、これらの支払いをした旨を証する書類（以下「証明書」といいます）を保険料控除申告書に添付しなければならぬこととされていますのでこれらの証明書をご持参ください。

★その他の注意点
前年以前に年末調整をした方は前年の年末調整の書類を、今年の6月から7月にかけて源泉徴収の手続きを受けた方はその源泉徴収の書類（源泉徴収簿、納付書）もご用意ください。その他ご不明な点がありましたら練馬西青色申告会事務所にお問い合わせください。（TEL 538716211）

★その他の注意点
前年以前に年末調整をした方は前年の年末調整の書類を、今年の6月から7月にかけて源泉徴収の手続きを受けた方はその源泉徴収の書類（源泉徴収簿、納付書）もご用意ください。その他ご不明な点がありましたら練馬西青色申告会事務所にお問い合わせください。（TEL 538716211）

マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額：1,500万円
※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内
平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.85%（平成23年11月8日現在）
※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
※他に練馬区の利子補給30%
※利用できる方：従業員20名以下（商業・サービス業5名以下）
※1年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能
◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の両方から利用できます。

【法律相談】 毎月第1金曜日午後1時～4時（30分単位）
相談員：弁護士 相談無料
【税務相談】 1月～3月 毎月第2火曜日
4月～12月（8月休）毎月第2火曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：税理士 相談無料
【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

国民年金基金は基礎年金に 上乗せする公的な年金制度です。

早めのご加入を
お勧めいたします

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることが出来るようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

- ①掛金は全額社会保険料控除の対象となります。
- ②受取る年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ③遺族一時金は非課税となります。

どんな人が加入できるの？

- ①自営業者・自由業など国民年金保険料を納めている人（第1号被保険者）
- ②東京都内に住民票のある人
- ③20歳以上60歳未満の人

但し、保険料を免除（一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む）をされている方と農業者年金基金に加入している人は加入出来ません。

（例）34歳0ヶ月男性 A型1口加入の場合

掛金：月額 11,180円
60歳までの総額：3,488,160円（11,180円×12ヶ月×26年）

受取る年金：月額 20,000円
65歳～80歳までの総額：3,600,000円（保証期間20,000円×12ヶ月×15年）

※更に80歳を過ぎても、生涯受け取る事が出来ます。

資料の請求、お問合せは練馬西青色申告会事務局まで
TEL.03-5387-6211

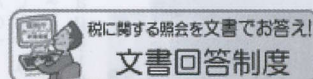
(東京国税局からのお知らせ)

文書回答制度をご利用ください！

納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。

納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手続きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです（照会者名は原則非公表です。）。

なお、この手続きの詳細については、東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答制度バナーからご覧ください。



※ 東京国税局ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/tokyo>

会計ソフトで決算される 会員の皆様へ

確定申告時に会計ソフトを使用して決算される方がここ数年増加しております。その会計ソフト使用者の決算相談に、パソコンの画面にデータを復元し、最初からデータの内容を確認しておりましたが、その方法ですと決算書の作成に数時間を要する場合があります。その為、他の会員の予約時間が大幅に遅れることになってしまいました。

そこで会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は、USB及びFDなどの記憶媒体に加えて、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のこと）をいいます。）の1ページから4ページまでを自宅のプリンターから打ち出してご持参いただくようお願い致します。

なお、決算相談時間は1人1時間とさせていただきますのでご理解のほどお願い致します。

納税表彰式

11月10日（木）平成二十三年度納税表彰式が勤労福祉会館で執り行われました。

当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者一名、感謝状受彰者三名、計四名の方が受彰されました。

練馬西税務署長表彰状

鈴木正夫 殿

練馬西税務署長感謝状

藤沢 スミエ 殿
山田 明美 殿
荻野 豊 殿

また、東京小売酒販組合から、当会の副会長小林一敏殿が練馬西税務署長感謝状を受彰されました。

受彰者の皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を期待しております。



女性部主催「AED講習会」

11月8日（火）、女性部主催のAED講習会を事務局3階にて行いました。

参加人数は25名です。たくさんのお申し込み・お問合わせありがとうございました。

講師には、東京防災救急協会からクマナカさん、石神井消防署からヤギさんにお越しいただきました。クマナカさんは元消防署救急隊長だったとのことで、実際にあった救命のケースなど貴重なお話もしていただきました。

テキストでひと通りの説明を受けた後に、人形を使った人工呼吸と胸骨圧迫、そしてAEDを使用した心肺蘇生を行います。その他、気道に物が詰まった時の処置や止血法など、皆様真剣な表情で取り組んでいました。



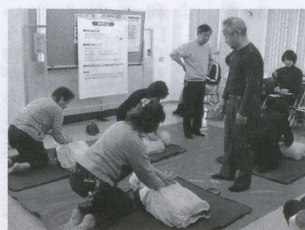
事務局 高倉

組んでいました。この講習会は、3時間の受講で救命技能認定証が発行されます。実際は認定証がなくてもAEDを扱うのは可能ですが、受講することで具体的な使用方法を知ることができ、それは自信に繋がります。

いざという時に、「他人の命が自分の行動に懸かっている」と考えると、事の重大さに尻込みしてしまうかもしれません。だからこそ、正しい知識と対処法を知っておくことは重要だと感じました。

受講された皆様、お疲れさまでした。

女性部では、よりたくさんの方にご参加いただけますよう様々な行事を企画しています。初めの方も男性も、お気軽にご参加ください。お待ちしております。



海野宿散策とりんご狩り 厚生部主催日帰り旅行

10月30日(日) 木々が色づき始めた秋の景色を眺めながら、44名の参加者の皆様で関越道を長野へと出発致しました。

小諸マンズワイナリーでは、ワインの試飲のみの予定が、収穫祭が開催されており、思いがけずお醤油のお土産まで頂くことができました。

海野宿では、日本の道百選に選ばれた江戸時代の旅籠屋造りと明治・大正時代の蚕室造りが調和した町並みや「うだつがあらぬ」という言葉の由来となった卯建(防火壁の役割から明治時代になると装飾を兼ねた袖壁が設けられ富裕の家でなければ建てられなかった。)を見る事もでき、歴史の風情を感じる事ができました。きのこ村深山にて昼食後、別所温泉へと向かいました。

北向観音・愛染かつらの大木や歌碑・足湯・安楽寺三重塔(日本で唯一の八角の塔)と急な階段がある所もありましたが、皆様元気に自由散策のひとつを過ごされました。

最後は、家庭的な雰囲気の大松農園にて様々な種類のりんごの試食を満喫した後は、気に入った銘柄の木を探し、和気あいあいとりんご狩りをしました。帰路は、事故渋滞があり、到着時間が1時間程遅れてしまいました。楽しかったとお声を頂くことができ、無事、皆さんの笑顔とたくさんのお土産とともに



ご参加頂きました皆様ありがとうございました。
(事務局 高田)

青色カルチャー 「英会話教室」開催

今年度は、新たに世界の共通語である英会話教室を開催しました。9月5日(月)を皮切りに全8回コースで、毎回10名程のご参加をいただきました。講師はともじョークの好きなレイ・マニイ先生、そしてアシスタントに、奥様の大澤斤子先生と二人の先生に囲まれたのレッスンは、とても恵まれた環境でした。名前を呼ばれたら、つい習慣で、「はい」と答えてしまうと、先生に怒られてしまいました。最終和やかな雰囲気の中、授業は進められました。授業も終盤を迎えると、みなさんとお別れしたくない雰囲気になり、先生を囲んで、実際に海外に行ったことを想定して、イタリアンレストランで食事会をして、北野神社の境内でちひろちゃんのオカリナの演奏で「もみじ」を歌って解散した時もありました。ちひろちゃんは70才代の方です。みなさんファーストネームで呼ばれますので、とても若返った気持ちになりました。

後半は、みなさん辞書を引いて調べるまでになり、みなさんの熱心さに脱帽でした。

また、来年も是非企画してほしいと要望が多かったので、マニイ先生に交渉する予定です。みなさま、来年またお会いしましょう。
see you again

高橋

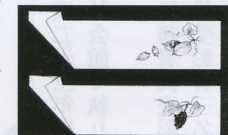


青色カルチャー「お手元」を描こう 「絵画教室」開催

11月16日(水) 野の花スケッチクラブの太田郁也先生を講師に、透明水彩の絵画教室を開催しました。参加者は8名と、少々寂しい感じでしたが、ゆつたりとした中で、皆さん真剣に取り組んでおられました。今年の課題は、「お手元」の製作でした。最初は、ボールペンで下絵の書き方から入り、絵の塗り方の練習をして、「お手元」の本番に入りました。

まず、「お手元」の折り方から習い、そこに下絵を描き、絵を付けていく、初心者の方も、上手に出来上がり、皆さん満足顔でした。

また、絵には欠かせない材料をご提供頂いた千田さんにこの紙面をお借り致しまして、感謝申し上げます。
高橋



連絡先

野の花スケッチクラブ おおたいくや
03159331330
090155473250

事務局長の訪問日記
NO.6

練馬区伝統工芸展16に選ばれた 「建具職人」中久保義造氏を訪ねて

練馬区伝統工芸展は、第23回目を迎えて石神井公園駅南口にあるビアレスの中で開催されていたが、私は初めて見学に行ってきた。

そこでは、当会の会員である中久保義造氏が、生き生きと作業をしていた。義造氏は、子供の時から、「木」をいじるのがとても好きな子供であったという。中学生の時には、姫路城、虎の置物等を製作する少年で先生によく褒められていたことだ。そこで、木と触れ合う仕事をしたいと、大工という仕事はどうかとも言われたらしいが、高い所が苦手だったので、建具屋を選択したとのことでした。

渋谷での修行が始まり、結婚して10年後に希望の子供が生まれ、それから何とかしなければ、心が変わったということだ。丁度その頃、中古の機械が手に入り、昭和45年に独立した。最初は、ベニヤ雨戸から始まって、二、三年すると、除除に仕事への欲が出てきた。利益を上げるには、いい物を作らなければならない。

次に軽くて作り易い障子を専門に製作するようになった。奥さんの征子さんにも手伝っていただき、家を持つという目標をきっかけ、一年に一件しか請けないという工務店からのいい仕事にも恵まれ、二人三脚で仕事に夢中だったとのこと。ただし、家の中の仕事なので、唯一の趣味が車のドライブ、「エコラン競争」で優勝したこともあったとのこと。その時のナビは、奥様の征子さんであった。

ともに歩んできた奥様のことを「あげまん」というくらい結婚してから苦労はなかったと言うが、お話を伺っていると、



常に前向きに考える義造氏で、指の関節節を失くした時も、まだ指は動く大丈夫だ、と思った。というから、落ち込まないところが素晴らしい。前向き思考で表情も常に穏やかである。

義造氏曰く、「私の人生は、欲をかかないのが良かった。」と、仕事が終わって、お金の受取りを、必ず三カ月待ってあげた。集金には行ったことがなく、先方から支払いに来てくれたということだ。「こんな小さな所には、お客さんも支払ってあげなければと思ったんじゃないかな。」と謙遜の言葉もあった。

すかさず、征子さんが「義造さんは、足し算が好き、引き算は嫌い。」とよく言っていた。と、引き算は、征子さんの役目だった。とのこと、二人三脚ぶりがまた伺えた。

今まで苦労らしいことはなかったが、これからひとつだけあるとしたら、「征子に先立たれる時かな」と何とも羨ましいお話でした。お二人とも長生きしてくださいね。

技術のある義造氏ですので、こんなのがほしいという物があれば、オーダーメイドでご注文に応じますということですので、その節は、是非とも左記へお問合せください。

穏やかな義造氏、世話好きな征子さん、そして、利口なサリちゃんにお逢いできますよ。

練馬区西大泉四一三十四五
TEL 03392218681
中久保 義造



奥様の征子さんと